

# 成績評価手段における不正行為等に関する規程

(2015年10月21日 学部運営委員会決定)

(2021年10月6日 学部運営委員会改正)

(2022年12月14日 学部運営委員会改正)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、教場試験、オンライン試験および課題等ならびにその他成績評価手段に関して不正行為または不適切な行為を行った者の取扱いを定め、公正な成績評価を担保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「教場試験」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 商学部設置科目において、商学部長または科目担当教員が指定する日時場所で科目担当教員または試験監督員による監督の下で実施する中間試験、期末試験または未済試験

二 他箇所または他大学等の設置科目において、当該科目の設置箇所等が前号と同等の条件または環境で実施していると商学部長が認める中間試験、期末試験および未済試験等

2 この規程において、「オンライン試験および課題等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 商学部設置科目において、商学部長または科目担当教員が指定する日時に Waseda Moodle 等のオンラインシステムを通じて実施する中間試験、期末試験または未済試験

二 商学部設置科目において実施するレポート、発表、実演、実習、専門教育科目演習論文その他一定の成果の提出または提示を求めるもの。ただし、当該科目において主たる成績評価手段として周知されたものに限る。

三 他箇所または他大学等の設置科目において、当該科目の設置箇所等が前二号と同等の条件または環境で実施していると商学部長が認める成績評価手段

3 この規程において、「その他成績評価手段」とは、小テスト、感想文、出席票等をはじめとする、第1項および第2項に定めるもの以外の成績評価手段をいう。

4 この規程において、「不正行為」とは、第3条および第4条に定める行為をいう。

5 この規程において、「不正行為者」とは、不正行為を行った者をいう。

6 この規程において、「不適切な行為」とは、第5条に定める行為をいう。

7 この規程において、「不適切な行為者」とは、不適切な行為を行った者をいう。

## 第2章 不正行為および不適切な行為

(教場試験における不正行為)

第3条 教場試験において、次の各号のいずれかに該当する行為は不正行為とする。

一 他人の代わりとなって受験すること、または他人を自己の代わりとして受験させること。

- 二 使用が許可されていない書籍、ノート、メモその他文字を記載した媒体または機器を使用または参照すること。
- 三 試験中に使用が許可されている物品を他の受験者と貸借すること（ただし、科目担当教員が特に許可した場合を除く。）。
- 四 身体、衣類、所持品または机、椅子その他試験場内の備品に試験に関連する内容を書き込むこと。
- 五 他人の答案と交換することまたは他人の答案を利用すること（覗き見を含む。）。
- 六 他人の答案を写すことまたは自己の答案を他人に写させること。
- 七 試験中に言語、暗号、動作または機器その他の情報伝達手段によって他人と連絡を試みることに、または不正に情報を取得すること。
- 八 答案用紙に偽名を記入することもしくは故意に記名を行わないこと、故意に答案用紙を破棄すること、または許可なく問題用紙もしくは答案用紙を持ち出すこと。
- 九 試験時間終了後、答案に加筆修正などの変更を加えること。
- 十 試験監督員の指示に従わないこと。
- 十一 その他試験の公正を害すると認められる行為
- 十二 前各号に掲げる行為を行うことを幫助すること。

（オンライン試験および課題等における不正行為）

第4条 オンライン試験および課題等における次の各号のいずれかに該当する行為は、不正行為とする。

- 一 他人の代わりにオンライン試験および課題等に取り組むこと、または他人を自己の代わりにオンライン試験および課題等に取り組ませること。
- 二 他人が取り組みもしくは取り組んだオンライン試験および課題等の主たる内容を筆写もしくは引き写し、または自己のものとして表示すること。
- 三 自己が取り組みもしくは取り組んだオンライン試験および課題等の主たる内容を他人に筆写もしくは引き写させ、または他人のものとして表示させること。
- 四 オンライン試験および課題等の主たる内容について、他人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、用語または知見を適切な表示なく流用すること。

（不適切な行為）

第5条 次の各号のいずれかに該当する行為は、不適切な行為とする。

- 一 オンライン試験および課題等に関し、科目担当教員の指示に反する行為（第4条に定める行為を除く。）
- 二 その他成績評価手段に関し、科目担当教員の指示に反する行為
- 三 前二号のほか、科目担当教員による公正な成績評価を阻害するすべての行為

### 第3章 不正行為者および不適切行為者の取扱い

（不正行為者の処分）

第6条 不正行為者は停学とする。ただし、悪質性の程度、反省状況等に鑑みて特段の事情があると認めるときは、訓告とすることができる。

- 2 前項の規定により停学または訓告に処せられた者が、再度不正行為に及んだときは退学とする。ただし、悪質性の程度、本人の反省状況等に鑑みて特段の事情があると認めるときは、停学とすることができる。

(不正行為者の単位の取扱い)

第7条 不正行為者については、不正行為が行われた学期に履修している全科目を不合格とする。ただし、悪質性の程度、反省状況等に鑑みて特段の事情があると認めるときは、当該不正行為が行われた科目のみを不合格とすることができる。

(不適切行為者の取扱い)

第8条 不適切行為者については、科目担当教員が、当該不適切な行為を考慮して、その成績評価を行うものとする。ただし、当該不適切な行為が当該科目の成績評価の公平性を著しく害すると認められる場合、第6条に定める処分および第7条に定める取扱いを受けることがある。

#### 第4章 手続

(不正行為者の処分手続き)

第9条 不正行為を認識した場合、科目担当教員はその旨を商学部長に対して報告しなければならない。

2 商学部長は、前項の報告があった場合、不正行為に関する事実の確認のため、必要に応じて科目担当教員に対して質問をし、関連資料の提出等を求めることができる。

3 不正行為の認定、不正行為者の処分および処分の解除の決定は、学部運営委員会の議決による。

4 学部運営委員会が不正行為者の処分を決定したときは、商学部長はすみやかにこれを本人および保護者等に通知し、不正行為の事実および処分内容を掲示により公表する。ただし、処分された者の氏名は原則として公表しない。

(不適切行為者の取扱い)

第10条 不適切な行為が認められ、不適切行為者に対して第8条本文に定める取扱いをする場合、科目担当教員はその旨を商学部長に対して報告しなければならない。

2 商学部長は、前項の報告があった場合、不適切な行為に関する事実の確認のため、必要に応じて科目担当教員に対して質問をし、関連資料の提出等を求めることができる。

3 科目担当教員は、不適切な行為が第8条ただし書きに定める場合に該当すると認めるときは、商学部長に対し、当該不適切行為者に6条に定める処分および第7条に定める取扱いをすることを求めることができる。

4 前項の求めがあった場合、商学部長は当該求めが相当であると認めるときは学部運営委員会に付議するものとする。

5 第9条は不適切行為者に第6条と同等の処分を課す場合に準用する。

(成績評価の問い合わせ)

第11条 第8条本文による成績評価の取扱いを受けたと思料する者は、商学部が設ける成績問い合わせ制度により科目担当教員に対してその事実の有無の確認および取扱い理由の説明を求めることができる。

(不服申立て)

第12条 第9条1項もしくは第10条第4項に定める学部運営委員会の決定により処分を受けた者は、処分の内容に不服があるときは、処分の通知を受領した日から起算して10日以内に、商学部長に対して、書面により不服申立てを行うことができる。通知の受

- 領日が特定できないときは、商学部長が通知を発した日から3日後を受領日とみなす。
- 2 前項による不服申立てがあった場合、商学部長は、当該不服申立ての内容を検討し、処分の前提となる事実等について再調査を実施するか否かを決定するものとする。
  - 3 商学部長は、再調査を実施する必要がないと決定したときは、その理由を付して、書面により本人に通知するものとする。
  - 4 商学部長は、再調査を実施する必要があると決定したときは、すみやかに再調査を行い、その結果に基づいて学部運営委員会に再提案を行う。
  - 5 学部運営委員会は、商学部長から前項の再提案を受けたときは、再議決する。
  - 6 商学部長は、前項の再議決の内容を本人および保証人に通知するものとする。
  - 7 第5項に定める学部運営委員会の再議決において不正行為の認定が行われなかったときは、科目担当教員はすみやかに成績評価を行うものとする。

## 第5章 雑則

(本規程に定めのない事項の取扱い)

第13条 不正行為者および不適切行為者に対する処分または取扱いに関し、本規程に定めがない事項については、「学生の懲戒手続きに関する規程」(2012年7月6日規約12号の22の1)の定めるところによる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、学部運営委員会の議決による。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年10月6日から施行する。

附 則

この規程は、2022年12月14日から施行する。

以上